

災害等における研修の実施可否について

1 練馬区内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合

(1) 大地震当日

- ・実施中の研修は中止し、地震発生当日を含めた 3 日間は予定されていた研修を中止します。

(2) 大地震発生から 4 日目以降の研修の実施可否

①連絡が可能な場合

- ・当センターホームページでの掲載や事業所管理者宛の電話、メール連絡など、使用可能である連絡手段にて研修の実施可否をお知らせいたします。

②連絡が不可能な場合

- ・「連絡手段が使用できないほどの被害状況のため、研修実施が再開できない」と判断してください。当センターからの連絡があるまで研修は中止となります。

⇒中止となった研修の取扱いや研修再開における情報は、連絡手段が回復した後、当センターホームページでの掲載や事業所管理者宛の電話、メール連絡にてお知らせいたします。

2 練馬区内に台風、大雨、大雪による警報が出ており、研修当日に実施可否を判断する場合

(1) 午前に実施予定の研修

- ・講師が研修会場に到着できるかどうかを確認し、実施または中止を判断したお知らせを研修当日の 8：15 に、当センターのホームページに掲載します。

(2) 午後に実施予定の研修

- ・講師が研修会場に到着できるかどうかを確認し、実施または中止を判断したお知らせを研修当日の 12：00 までに、事業所管理者宛への電話連絡と当センターのホームページに掲載します。

(3) 夜間に実施予定の研修

- ・講師が研修会場に到着できるかどうかを確認し、実施または中止を判断したお知らせを研修当日の 17：00 までに、事業所管理者宛への電話連絡と当センターのホームページに掲載します。

⇒なお、前日に研修の中止が決定された場合は、該当する研修に申込をされた事業所宛に早めに連絡いたします。

※上記 1、2 の状況において研修の中止や延期があった場合は、練馬区にも報告いたします。